

5 汚染の除去等の措置の実施に関する技術的基準【法第7条第4項関係】

土壌は水や大気と比べ移動性が低く、土壌中の有害物質も拡散・希釈されにくいいため、土壌汚染は水質汚濁や大気汚染とは異なり、汚染土壌から人への有害物質の暴露経路の遮断により、直ちに汚染土壌の浄化を図らなくても、リスクを低減し得るという特質がある。

このため、直接摂取によるリスクについては、汚染土壌の浄化以外に、土地の利用状況等に応じて、指定区域への立入禁止、汚染土壌の覆土・舗装といった方法を適切に講じることによっても、適切にリスクを管理することが可能である。

また、地下水等の摂取によるリスクについても、汚染土壌の浄化以外に、有害物質が地下水等に溶出しないように、遮断又は封じ込め等を行う方法、あるいは、土壌は汚染されていても有害物質がまだ地下水には達していない場合には、指定区域内で地下水のモニタリングを実施し、必要が生じた場合に浄化又は遮断・封じ込めといった方法により、適切にリスクを管理することが可能である。

以上を踏まえ、直接摂取によるリスクの観点から必要な措置と地下水等の摂取によるリスクについて、各々に適用できる措置に分けて定めることとする。

(1) 直接摂取によるリスクの観点から必要な措置

指定基準のうち含有基準を超える指定区域について措置を命ずる場合にあっては、次に掲げる措置のいずれか又はこれらの措置を組み合わせるものとする。

なお、汚染の程度及び利用の状況等により、実施される措置が一義的に定まることが望ましい(別紙5-1参照)。

立入禁止措置

舗装措置

覆土措置

その他の覆い措置

指定区域外土壌入れ換え措置

指定区域内土壌入れ換え措置

原位置封じ込め措置

遮水工封じ込め措置

遮断工封じ込め措置

掘削除去措置

原位置浄化措置

注： 及び がいわゆる浄化措置(指定区域の解除)に該当し、措置の際に含有基準を超える汚染範囲を確定して、深さの如何にかかわらずそのすべてを浄化することとなる。

(2) 地下水等の摂取によるリスクの観点から必要な措置

指定基準のうち溶出基準を超える指定区域について措置を命ずる場合にあっては、まず、指定区域内において地下水への特定有害物質の溶出の有無を確認するための措置（地下水の水質のモニタリング）を行い、水質汚濁防止法の地下水の浄化基準（以下「浄化基準」という。）を超過した際には（ただし、土地所有者等が地下水の水質のモニタリングを行わずに直ちに汚染の除去等の措置を行うことを希望する場合には直ちに）、次に掲げる措置のいずれか又はこれらの措置を組み合わせるものとする。（地下水の浄化基準を超過していない場合は、引き続き地下水の水質モニタリングを実施する。）

なお、汚染の程度及び措置技術の適用可能性等により、実施される措置が一義的に定まることが望ましい（別紙5 - 1参照）。

原位置不溶化措置（重金属等に限る）

不溶化埋め戻し措置（重金属等に限る）

原位置封じ込め措置

遮水工封じ込め措置

遮断工封じ込め措置（揮発性有機化合物を除く）

掘削除去措置

原位置浄化措置

注： 及び がいわゆる浄化措置（指定区域の解除）に該当し、措置の際に溶出基準を超える汚染範囲を確定して、そのすべてを浄化することとなる。

(3) 地下水の水質のモニタリングの方法

地下水の水質モニタリングの方法は、次のとおりとする。

- 指定区域内の最も土壌溶出量が多い調査地点において汚染土壌の下の最初の帯水層までのボーリングを行い、当該地点における地下水の水質を、環境大臣が定める方法により最初の1年は定期的に年4回以上測定し、その後1年に1回以上測定すること。なお、浄化基準を10年以上超えない場合には、2年程度に1回の測定でよいこととする。

(4) 各措置の具体的内容について

立入禁止措置

- 指定区域の周囲に、みだりに人が指定区域に立ち入るのを防止することができる囲いを設けること。
- 指定区域の外に特定有害物質及び特定有害物質を含む汚染土壌が飛散、揮散及び流出（以下「飛散等」という）しないよう、当該区域内全面をシートにより覆う等の必要な措置を講ずること。

- ・ 入り口の見やすい箇所に、関係者以外の立入りを禁止することを表示する立札その他の施設を設けること。

措置の実施後は、土地所有者等において関係者以外の立入りや、特定有害物質又は特定有害物質を含む汚染土壌の飛散等がないよう定期的に点検することが望ましい。

舗装措置

- ・ 汚染土壌の存在する範囲の上面を、厚さが 10cm 以上のコンクリートの層、又は厚さが 3cm 以上のアスファルトの層により覆うこと。その際に、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。

措置の実施後は、土地所有者等において覆いを定期的に点検し、覆いの損壊のおそれがあると認められる場合には、速やかに覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずることが望ましい。

覆土措置

- ・ 汚染土壌の存在する範囲の上面を砂利等の仕切りにより覆った上で、厚さが 50cm 以上の汚染されていない土壌の層により覆うこと。その際に、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。

措置の実施後は、土地所有者等において覆いを定期的に点検し、覆いの損壊のおそれがあると認められる場合には、速やかに覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずることが望ましい。

その他の覆い措置

- ・ 舗装措置又は覆土措置ができない傾斜地等の場所において、モルタルの吹付け等、舗装又は覆土以外の覆いにより汚染土壌の存在する範囲の上面を覆うこと。その際に、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。

措置の実施後は、土地所有者等において覆いを定期的に点検し、覆いの損壊のおそれがあると認められる場合には、速やかに覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずることが望ましい。

指定区域外土壌入れ換え措置

- ・ 汚染土壌の範囲内において土壌を深さ 50cm 以上掘削除去し、その上面を砂利等

の仕切により覆った上で、厚さが 50cm 以上の掘削した汚染土壌から特定有害物質を除去した土壌又は汚染されていない別の土壌の層により覆うこと。その際に、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。

- ・ 掘削した汚染土壌を他の場所へ搬出してはならないこと（当該土壌からの汚染の除去又は当該土壌の適正な処分のため当該土壌を他の場所へ搬出する場合を除く）。
- ・ 掘削した汚染土壌からの汚染の除去又は当該土壌の適正な処分のため当該土壌を他の場所へ搬出する場合には、搬出中に特定有害物質又は特定有害物質を含む汚染土壌が周辺に飛散等しないようにするとともに、汚染土壌の搬出先において、周辺環境に特定有害物質による汚染を拡散させることなく汚染土壌からの汚染の除去又は適正な処分が行われたことを確認すること。

措置の実施後は、土地所有者等において覆いを定期的に点検し、覆いの損壊のおそれがあると認められる場合には、速やかに覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずることが望ましい。

指定区域内土壌入れ換え措置

- ・ 汚染土壌の範囲及び当該範囲内における汚染土壌の深さをボーリング調査により確認した後、汚染土壌及び汚染土壌の下の汚染されていない土壌を掘削除去し、汚染土壌を埋め戻してその上面を砂利等の仕切により覆った上で、厚さが 50cm 以上の汚染されていない土壌の層により覆うこと。その際に、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。

措置の実施後は、土地所有者等において覆いを定期的に点検し、覆いの損壊のおそれがあると認められる場合には、速やかに覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずることが望ましい。

原位置封じ込め措置（溶出量値（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年総理府令第 5 号）別表第 1 に掲げる数値：物質により溶出基準の 10～30 倍となる。以下同じ。）以下の汚染土壌又は不溶化により溶出量値以下となった重金属等による汚染土壌に限る）

- ・ 汚染土壌の範囲及び当該範囲内における汚染土壌の深さをボーリング調査により確認し、汚染土壌の範囲を囲むようにして、汚染土壌の下の最初の不透水層（厚さが 5m 以上であり、かつ、透水係数が毎秒 100nm（岩盤にあってはルジオン値が 1）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効果を有する地層）まで鋼矢板等の遮水壁を打ち込むこと。その上面を厚さが 10cm 以上のコンクリートの層、又は厚さ

が 3cm 以上のアスファルトの層により覆うこと。その際に、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。さらに、必要に応じ厚さが 50cm 以上の汚染されていない土壌の層により覆うこと。

- ・ 溶出基準を超える指定区域にあっては、封じ込め措置を行った場所の周縁の地下水の下流側 1 か所以上に観測井を設け、環境大臣が定める方法により 1 年に定期的に 4 回以上測定し、浄化基準を超過しない状態が 2 年間継続することを確認すること。
- ・ 封じ込め措置を行った場所の内部 1 か所以上に観測井を設け、封じ込め措置の周縁の地下水が浄化基準を超過しない状態が 2 年間継続するまで適宜地下水位を測定して地下水位の上昇がないことを確認すること。

措置の実施後は、土地所有者等において覆いを定期的に点検し、覆いの損壊のおそれがあると認められる場合には、速やかに覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずることや、必要に応じて適宜封じ込め措置周縁の観測井の地下水質が浄化基準を超過していないこと及び封じ込め措置の内部の観測井の地下水位の上昇がないことを確認することが望ましい。

遮水工封じ込め措置（溶出量値 以下の汚染土壌又は不溶化により溶出量値 以下となった重金属等による汚染土壌に限る）

- ・ 汚染土壌の範囲及び当該範囲内における汚染土壌の深さをボーリング調査により確認した後、汚染土壌を掘削除去し、掘削除去した後の底面及び側面に、不織布その他の物の表面に遮水シートを敷設した遮水層又はこれと同等以上の効力を有する遮水層を敷設して汚染土壌を埋め戻し、その上面を厚さが 10cm 以上のコンクリートの層、又は厚さが 3cm 以上のアスファルトの層により覆うこと。その際に、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。さらに、必要に応じ厚さが 50cm 以上の汚染されていない土壌の層により覆うこと。
- ・ 溶出基準を超える指定区域にあっては、封じ込め措置を行った場所の周縁の地下水の下流側 1 か所以上に観測井を設け、環境大臣が定める方法により 1 年に定期的に 4 回以上測定し、浄化基準を超過しない状態が 2 年間継続することを確認すること。
- ・ 封じ込め措置を行った場所の内部 1 か所以上に観測井を設け、封じ込め措置の周縁の地下水が浄化基準を超過しない状態が 2 年間継続するまで適宜地下水位を測定して地下水位の上昇がないことを確認すること。

措置の実施後は、土地所有者等において覆いを定期的に点検し、覆いの損壊のおそれがあると認められる場合には、速やかに覆いの損壊を防止するために必要

な措置を講ずることや、必要に応じて適宜封じ込め措置周縁の観測井の地下水質が浄化基準を超過していないこと及び封じ込め措置の内部の観測井の地下水位の上昇がないことを確認することが望ましい。

遮断工封じ込め措置（揮発性有機化合物を除く）

- ・ 汚染土壌の範囲及び当該範囲内における汚染土壌の深さをボーリング調査により確認した後、汚染土壌を掘削除去し、掘削除去した後の外周に、一軸圧縮強度が 1mm^2 につき 25 ニュートン以上で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが 35cm 以上であるもの又はこれと同等以上の遮断の効力を有する外周仕切設備に汚染土壌が接する面が遮水の効力を有する材料で十分に覆った上で汚染土壌を埋め戻し、その上面を厚さが 10cm 以上のコンクリートの層、または、厚さが 3cm 以上のアスファルトの層により覆うこと。その際に、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。さらに、必要に応じ厚さが 50cm 以上の汚染されていない土壌の層により覆うこと。
- ・ 溶出基準を超える指定区域にあっては、封じ込め措置を行った場所の周縁の地下水の下流側 1 か所以上に観測井を設け、環境大臣が定める方法により 1 年に定期的に 4 回以上測定し、浄化基準を超過しない状態が 2 年間継続することを確認すること。
- ・ 封じ込め措置を行った場所の内部 1 か所以上に観測井を設け、封じ込め措置の周縁の地下水が浄化基準を超過しない状態が 2 年間継続するまで適宜地下水位を測定して地下水位の上昇がないことを確認すること。

措置の実施後は、土地所有者等において覆いを定期的に点検し、覆いの損壊のおそれがあると認められる場合には、速やかに覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずることや、必要に応じて適宜封じ込め措置周縁の観測井の地下水質が浄化基準を超過していないこと及び封じ込め措置の内部の観測井の地下水位の上昇がないことを確認することが望ましい。

掘削除去措置（掘削浄化埋め戻しも含まれる）

- ・ 汚染土壌の範囲及び当該範囲内における汚染土壌の深さをボーリング調査により確認した後、汚染土壌を掘削除去し、掘削した汚染土壌から特定有害物質を除去した土壌又は汚染されていない別の土壌により埋め戻すこと。
- ・ 溶出基準を超える指定区域にあっては、埋め戻しの後に指定区域内の 1 か所以上に観測井を設け、環境大臣の定める方法により 1 年に定期的に 4 回以上測定し、浄化基準を超過しない状態が 2 年間継続することを確認すること（指定区域内の地下水が浄化基準を超過しないうちに掘削除去措置を実施した場合には、1 回の確認で

よい。

- ・ 掘削した汚染土壌を他の場所へ搬出してはならないこと（当該土壌からの汚染の除去又は当該土壌の適正な処分のため当該土壌を他の場所へ搬出する場合を除く）。
- ・ 掘削した汚染土壌からの汚染の除去又は当該土壌の適正な処分のため当該土壌を他の場所へ搬出する場合には、搬出中に特定有害物質又は特定有害物質を含む汚染土壌が周辺に飛散等しないようにするとともに、汚染土壌の搬出先において、周辺環境に特定有害物質による汚染を拡散させることなく汚染土壌からの汚染の除去又は適正な処分が行われたことを確認すること。

原位置浄化措置

- ・ 汚染土壌の範囲及び当該範囲内における汚染土壌の深さをボーリング調査により確認した後、原位置抽出法又は原位置分解法等により汚染土壌から原位置にて有害物質を取り除くこと。
- ・ 含有基準を超える指定区域にあっては、原位置での浄化後に浄化した範囲 100 m²に 1 地点の割合で浄化を行った深度までボーリングを行い、1m ごとの深度において採取した試料について、特定有害物質ごとに定める測定方法により土壌含有量を測定し、含有基準に適合することを確認すること。
- ・ 溶出基準を超える指定区域にあっては、原位置での浄化後に指定区域内の 1 か所以上に観測井を設け、環境大臣の定める方法により 1 年に定期的に 4 回以上測定し、浄化基準を超過しない状態が 2 年間継続することを確認すること。

原位置不溶化措置（溶出量値 以下の重金属等による汚染土壌に限る）

- ・ 汚染土壌の範囲及び当該範囲内における汚染土壌の深さをボーリング調査により確認し、汚染土壌の範囲に汚染土壌中の重金属等を不溶化するための薬剤を注入、あるいは注入・攪拌すること。不溶化の実施後、不溶化した範囲 100 m²に 1 地点の割合で不溶化を行った深度までボーリングを行い、1m 毎の深度において採取した試料について、特定有害物質ごとに定める測定方法により土壌溶出量を測定し、溶出量基準に適合することを確認すること。
- ・ 指定区域の外に不溶化した汚染土壌が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。
- ・ 原位置不溶化措置を行った場所の周縁の地下水の下流側 1 か所以上に観測井を設け、環境大臣が定める方法により 1 年に定期的に 4 回以上測定し、浄化基準を超過しない状態が 2 年間継続することを確認すること。

〔 措置の実施後は、土地所有者等において不溶化した汚染土壌の飛散等がないよ 〕

う定期的に点検するとともに、必要に応じて適宜原位置不溶化措置周縁の観測井の地下水質が浄化基準を超過していないことを確認することが望ましい。

不溶化埋め戻し措置（溶出量値 以下の重金属等による汚染土壤に限る）

- ・ 汚染土壤の範囲及び当該範囲内における汚染土壤の深さをボーリング調査により確認した後、汚染土壤を掘削除去し、掘削した汚染土壤に重金属等を不溶化するための薬剤を注入・攪拌すること。
- ・ 不溶化した土壤のおおむね 100m³ ごとに、5 か所から 100g ずつ採取して均等に混合した試料について、特定有害物質ごとに定める測定方法により土壤溶出量を測定し、溶出基準に適合することを確認の後、当該土壤を掘削した場所に埋め戻すこと。
- ・ 指定区域の外に不溶化した汚染土壤が飛散等しないように必要な措置を講ずること。
- ・ 不溶化埋め戻し措置を行った場所の周縁の地下水の下流側 1 か所以上に観測井を設け、環境大臣が定める方法により 1 年に定期的に 4 回以上測定し、浄化基準を超過しない状態が 2 年間継続することを確認すること。

措置の実施後は、土地所有者等において不溶化した汚染土壤の飛散等がないよう定期的に点検するとともに、必要に応じて適宜不溶化埋め戻し措置周縁の観測井の地下水質が浄化基準を超過していないことを確認することが望ましい。

[別紙 5 - 2 措置のイメージ図参照]

2. 地下水等への溶出に係る措置

地下水等が未だ汚染されていない場合には、原則として地下水モニタリングを命ぜらざることをし、地下水等が汚染されている場合又は地下水モニタリングにより対象物質が検出されるに至り地下水浄化基準を超過するおそれがある場合には、以下のとおりとする。

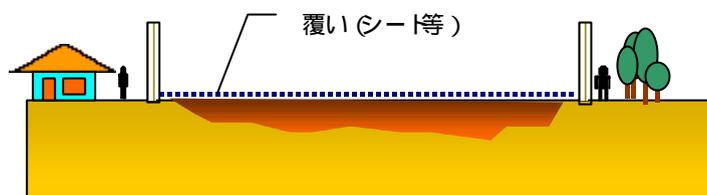
措置を「不溶化等」「原位置封じ込め（上部は覆土に限る）」「遮水工封じ込め」「遮断工封じ込め」及び「浄化」の5つにグループ分けし、命令は、汚染の状況、措置技術の適用可能性等を踏まえ、その1つを特定して命ぜらざることをする。「遮断工封じ込め」及び「浄化」は、汚染の状況等から見て、原位置封じ込めにより技術的に措置の実施が可能であつてかつ十分に周辺の地下水等への影響を防止又は遮断できると判断される場合には、原則としてこの措置（上部は覆土に限る）を命ぜらざることをする。ただし、汚染の状況等から見て、原位置封じ込めでは技術的に十分に周辺の地下水等への影響を防止又は遮断できると判断され、かつ十分に周辺の地下水等への影響を防止又は遮断できると判断される場合には、遮断工封じ込め（上部は覆土に限る）を命ぜらざることをする。また、汚染の状況等から見て、これら不溶化又は封じ込めでは技術的に困難である場合は、遮断工封じ込め（上部は覆土に限る）を命ぜらざることをする。

地下水等が汚染されている場合、又は地下水モニタリングにより対象物質が検出されるに至り地下水浄化基準を超過するおそれがある場合

| 措置グループ | 具体的な措置 | 命令が行われる場合 | 対応する土地の利用方法 | 具体的なケース |
|-----------------------|--|---|---|--|
| 不溶化等 | 原位置不溶化 不溶化埋め戻し 原位置封じ込め (上部が舗装等) | 土地所有者等と汚染原因者が共に希望する場 汚染の状況等から見て、技術的に措置の実 施が可能であつてかつ十分に周辺の地下 水等への影響を防止又は遮断できると判 断される場合には、原則としてこの措置 を命ぜらざることをする。(不溶化は重 金属等に限る。) | 上部を舗装等するか、覆土等するかの 利用の範囲が異なるが、【覆土(盛土) 】の管理に支障のない限り、上部利用に 制限はない。 | 【舗装等】 道路、駐車場、商用地等 【覆土(盛土)】 都市公園、運動場、戸建て住 宅、マンション、学校等 |
| 原位置封じ込め (上部は覆土に限る) | 同 左 | 汚染の状況等から見て、技術的に措置の実 施が可能であつてかつ十分に周辺の地下 水等への影響を防止又は遮断できると判 断される場合には、原則としてこの措置 を命ぜらざることをする。 | 措置の管理に支障のない限り、上部利用に制限はない。 | |
| 遮水工封じ込め | 同 左 | 汚染の状況等から見て、技術的に措置の実 施が可能であつてかつ十分に周辺の地下 水等への影響を防止又は遮断できると判 断される場合には、原則としてこの措置 を命ぜらざることをする。 | | |
| 遮断工封じ込め | 同 左 | 汚染の状況等から見て、上記措置では技 術的に十分に周辺の地下水等への影響を 防止又は遮断できると判断される場合 を除き、上部は覆土とする。) | | |
| 浄化 | 掘削除去 原位置浄化 | 揮発性有機化合物により高濃度(溶出基準 の10倍以上)に汚染された技術的に不 可能な場合等には、この措置を命ぜら ざることをする。なお、この場合、経 済的に合理的な措置の方を命ぜらざる ことをする。 | 浄化後はあらゆる土地利用が可能。 | |

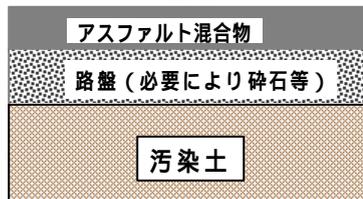
* : 土地所有者等と汚染原因者が共に希望する場
合にもこの措置を命ぜらざる(遮断工封じ込めの場合には揮発性有機化合物を除く。)

立入禁止措置

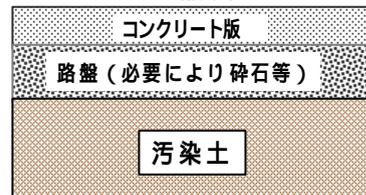


舗装措置

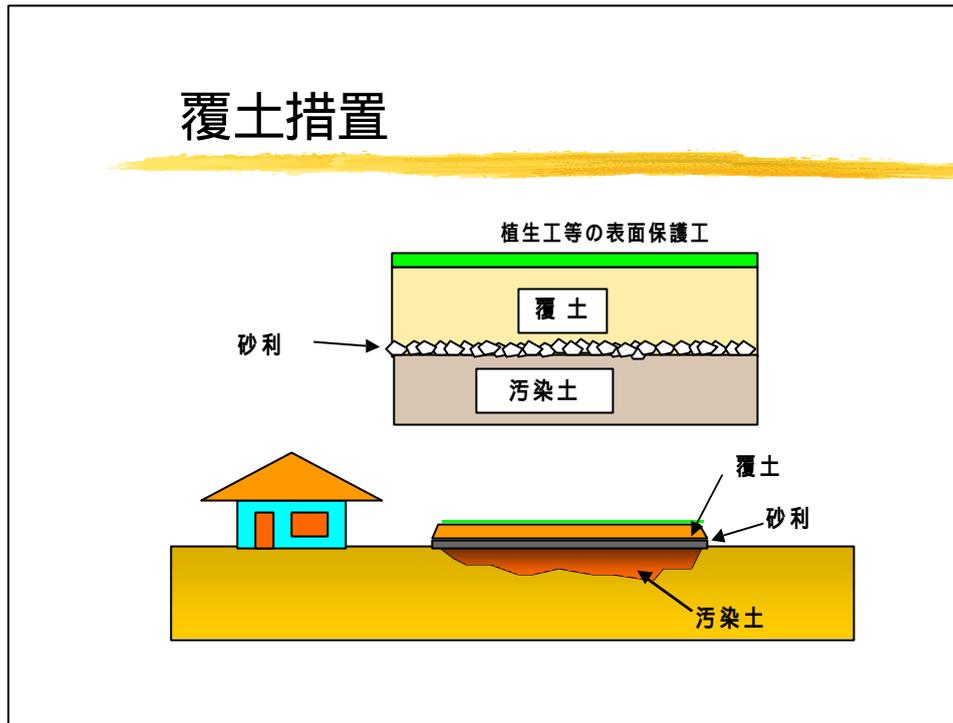
アスファルト舗装



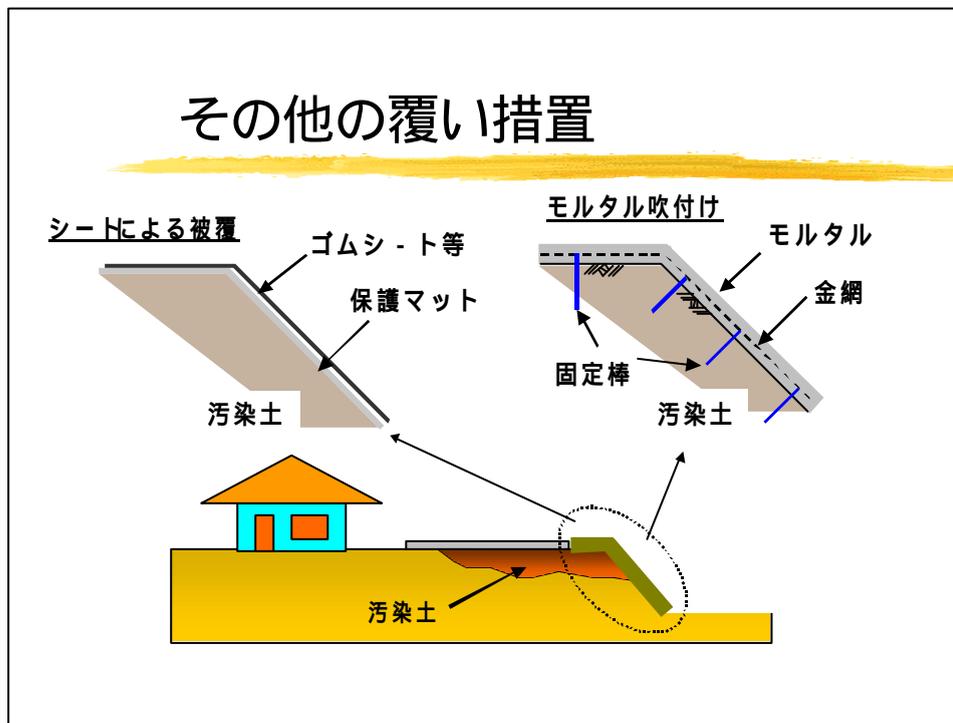
コンクリート舗装



覆土措置

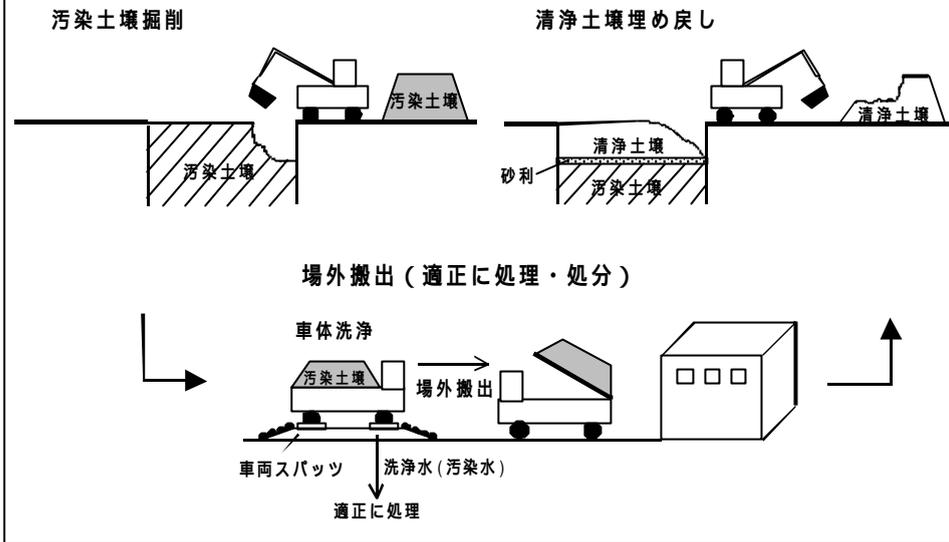


その他の覆い措置



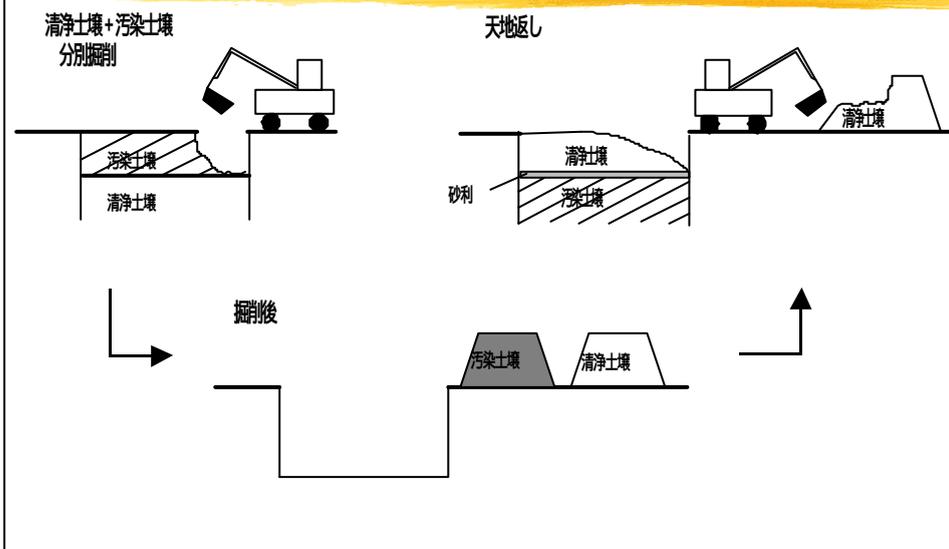
指定区域外土壌入れ替え措置

汚染土壌掘削 場外搬出 清浄土壌埋め戻し

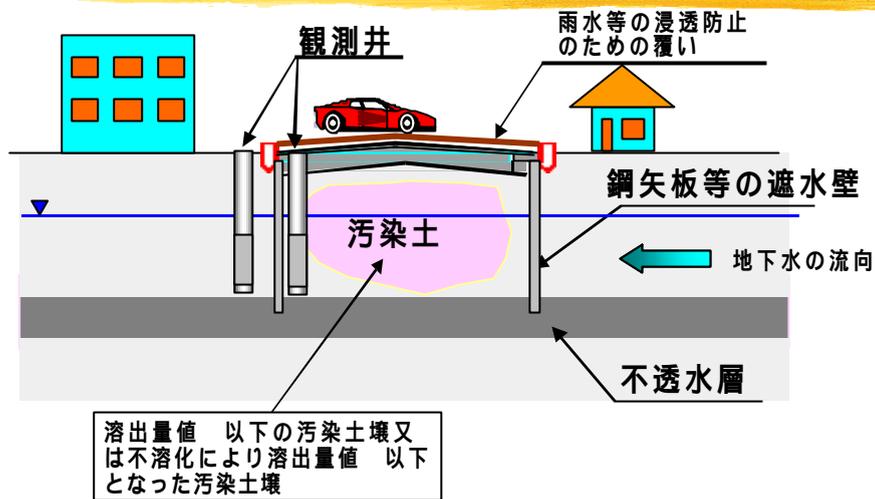


指定区域内土壌入れ替え措置

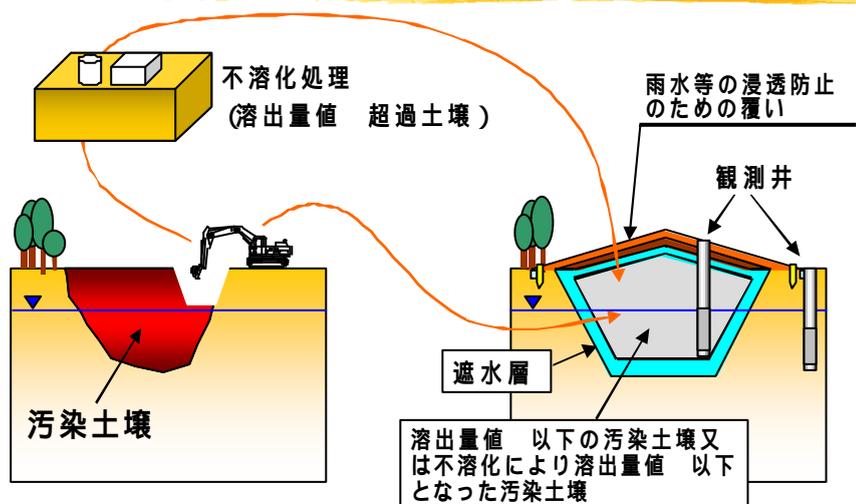
清浄土壌+汚染土壌の掘削 天地返し



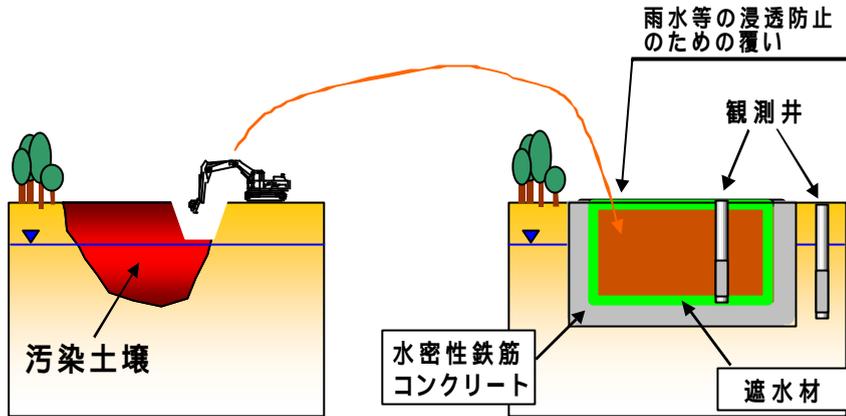
原位置封じ込め



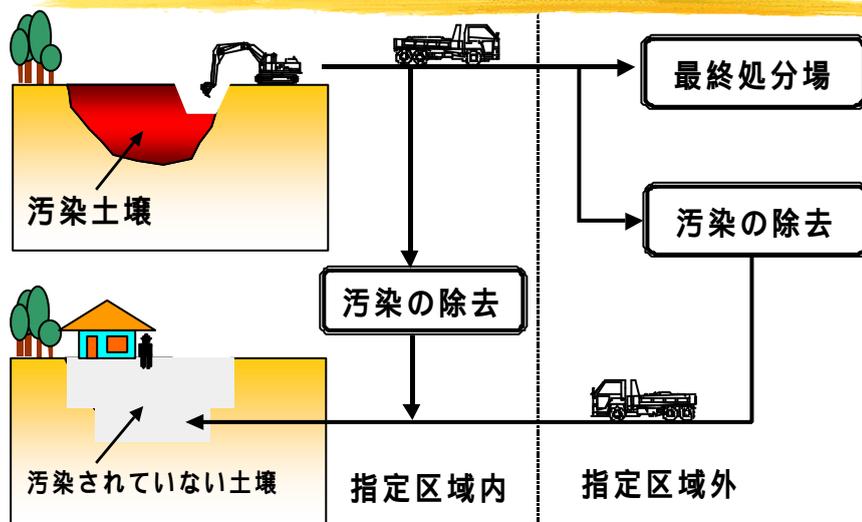
遮水工封じ込め措置



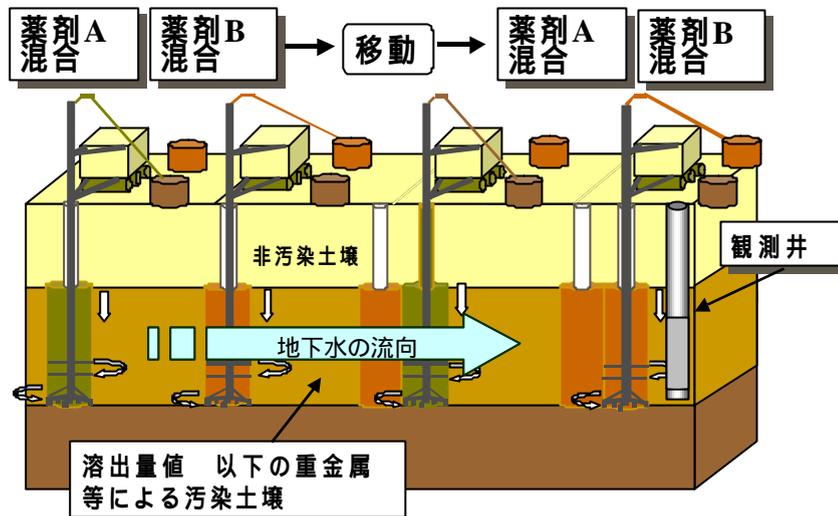
遮断工封じ込め措置



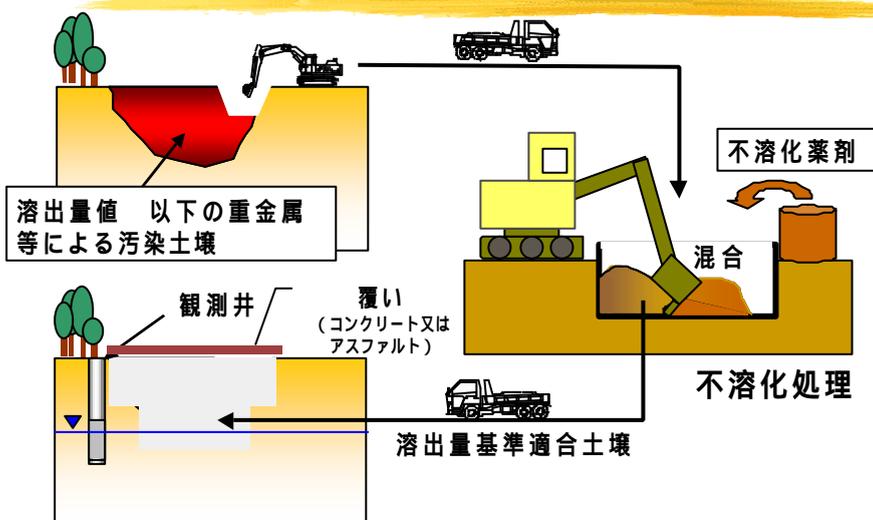
掘削除去措置



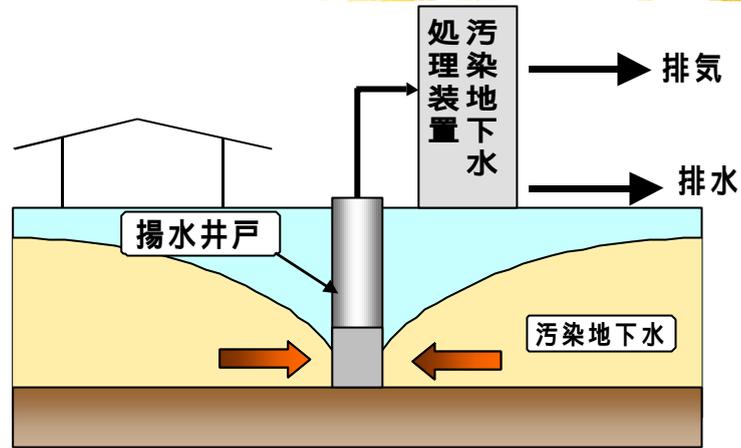
原位置不溶化措置



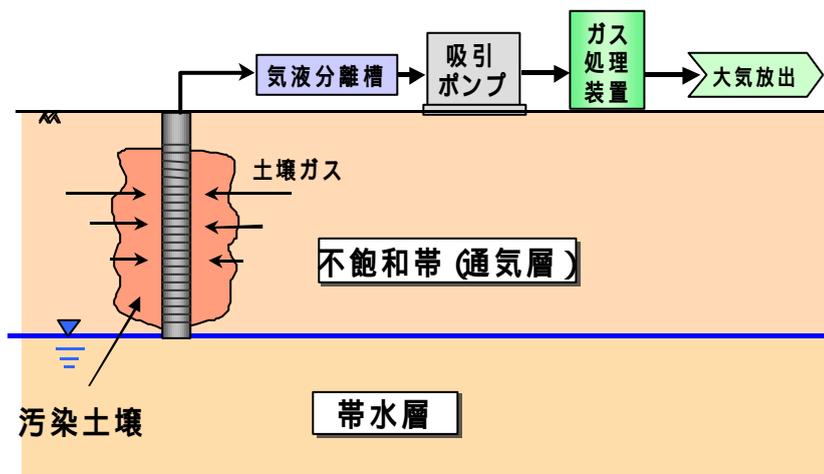
不溶化埋め戻し措置



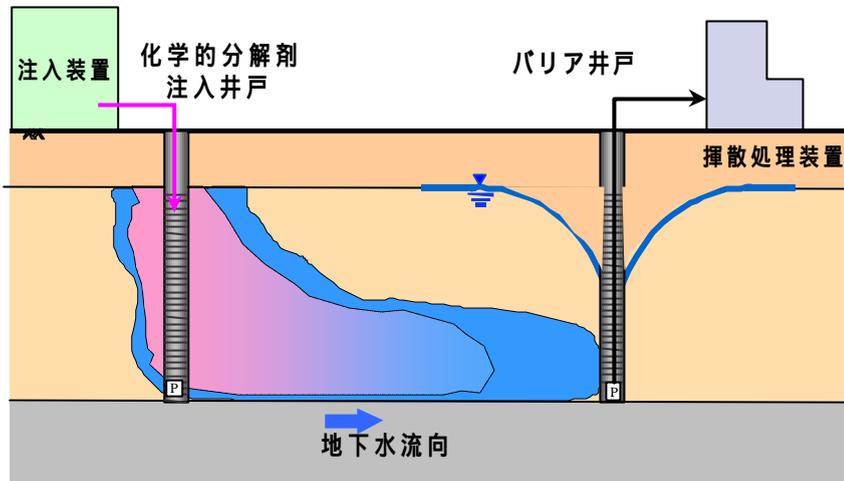
原位置浄化措置 (地下水揚水処理法)



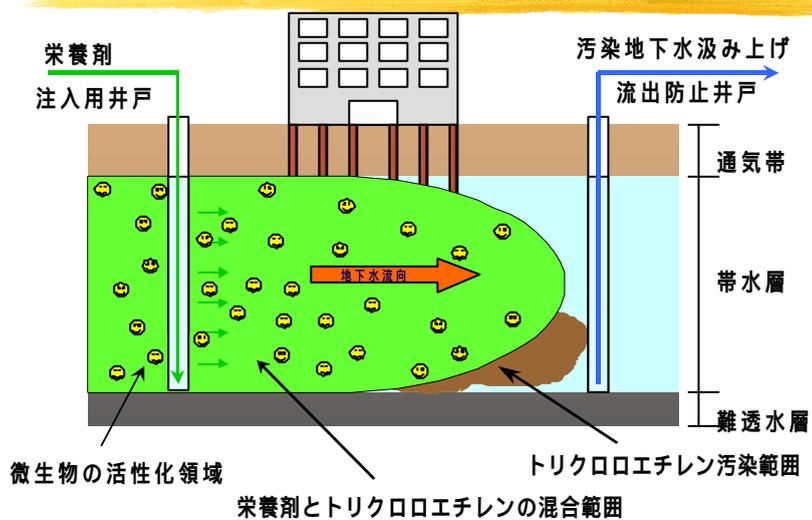
原位置浄化措置 (土壌ガス吸引法)



原位置浄化措置 (原位置分解処理法)



原位置浄化措置 (微生物分解処理法)



6 土地の形質の変更の施行方法に係る基準【法第9条第4項関係】

土地の形質の変更の施行方法に係る基準としては、土地の形質の変更の際に遵守すべき事項と、形質の変更の際に指定区域内の土壌を指定区域外に搬出する場合の方法について、以下の内容とすることとする。

(1) 土地の形質の変更の際に遵守すべき事項

- ・ 指定区域内の土地の形質の変更の際に、汚染土壌が露出して、当該指定区域の外に特定有害物質及び特定有害物質を含む汚染土壌が飛散、揮散及び流出（以下「飛散等」という）しないようにすること。
- ・ 指定区域内の土地の形質の変更の際に、汚染土壌が当該指定区域内の帯水層に接するような状態にならないようにすること。
- ・ 指定区域内の土地の形質の変更を行った後には、法第7条第4項の技術的基準に適合した状態とすること。

(2) 土地の形質の変更の際の土壌の搬出の方法

- ・ 指定区域内の土壌を他の場所へ搬出してはならない（当該土壌からの汚染の除去又は当該土壌の適正な処分のため当該土壌を他の場所へ搬出する場合を除く）。
- ・ 当該土壌からの汚染の除去又は当該土壌の適正な処分のため当該土壌を他の場所へ搬出する場合には、搬出中に汚染土壌が周辺に飛散等しないようにするとともに、汚染土壌の搬出先において、周辺環境に特定有害物質による汚染を拡散させることなく汚染土壌からの汚染の除去又は適正な処分を行うこと。

7 その他

7 - 1 土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがある土地の考え方【法第4条第1項関係】

法第4条第1項の土壌汚染状況調査は「土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがある」土地に対して命じられるものであり、この土地に該当する要件としては、「土壌汚染又は地下水汚染の判明している土地」又は「土壌汚染が存在する蓋然性の高い土地であって暴露の可能性がある場合」と考えられる。

の場合の具体的な例としては、直接摂取によるリスクの観点からは、例えば、

- (1) 隣地で表層土壌の汚染が発見され、当該土地の履歴等から表層で土壌汚染の存在する蓋然性の高い土地、又はこれに類する情報等から表層で土壌汚染の存在する蓋然性が高いと判断される土地で、不特定多数の人が立ち入ることができる状態になっている場合、

地下水等の摂取によるリスクの観点からは、例えば、

- (2) 近隣で地下水汚染が発見され、地下水の流動や当該土地の履歴等から当該汚染の原因と推定される土壌汚染の存在する蓋然性の高い土地で、当該土地の周辺地域での地下水の飲用利用等がある場合

が想定され、種々の観点から総合的に判断する。

7 - 2 土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある土地の考え方【法第7条第1項関係】

法第7条第1項の汚染の除去等の措置は「土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある」指定区域内の土地に対して命じられるものであり、この土地に該当する要件としては、指定区域内の土地が「暴露の可能性がある場合」と考えられる。

具体的には、例えば、

- (1) 直接摂取によるリスクの観点から指定区域とされた土地が、不特定多数の人が立ち入ることができるような状態となっている場合、
- (2) 地下水等の摂取によるリスクの観点から指定区域とされた土地が、当該土地の周辺地域での地下水の飲用利用等がある場合

が想定される。